

「水先人を目指す人のために」

### 3. 水先人になるには

ここでは実際に水先人となるまで、そして免許を取得して入会した後の就業体制やキャリアパス（進級体制）、福利厚生などについて説明していきます。ここでは概要のみの説明に留めていますが、日本水先人会連合会や海技振興センターのホームページに、より詳細な説明が掲載されていますので、そちらも併せてご覧下さい。

#### 3.1 水先人の免許と取得要件

水先人は水先法に定められた国家資格であり、現在その等級は一級～三級の三つに分かれています。その行使範囲（業務の対象となる船舶）、取得要件はそれぞれ異なり、以下のようになっています。

		一級水先人	二級水先人	三級水先人	
免許の行使範囲		全ての船舶	総トン数5万トンまで <sup>*1</sup>	総トン数2万トンまで <sup>*2</sup>	
取得のための要件	乗船履歴	総トン数	3,000トン以上	3,000トン以上	1,000トン以上
		航行区域	沿海以遠	沿海以遠	沿海以遠
		職名	船長	一等航海士以上	航海士又は実習生
		期間	2年以上	2年以上	1年以上
	海技士免許	三級海技士（航海）又はこれより上位の免許			
	養成施設	当該級の登録水先人養成施設の課程の修了			
	国家試験	当該級の水先人試験（身体、筆記、口述）の合格			

表 3.1 水先免許の行使範囲と取得要件

（注\*1：危険物積載船は上限 2 万 GT、注\*2：危険物積載船は不可）

#### 3.2 免許を取得するまでの流れ

水先人になるためには、次の 3 つの要件をクリアする必要があります。

「水先人を目指す人のために」

(1) 海技士免許の保有

(2) 水先人養成課程の修了

(3) 国家試験の合格

このうち(2)は、国で定められた「登録水先人養成施設」の「水先人養成課程」を履修し、それを修了することを指します。現在では、兵庫県芦屋市の独立行政法人「海技大学校」が唯一の登録水先人養成施設となっています。

同学校の養成課程に入る方法としては、財団法人海技振興センターの「養成支援対象者」に選ばれる方法が一般的です。水先人の養成課程は比較的長期間にわたるため、その間の経済的支援を目的として同センターが作られました。同センターの実施する選考試験に合格することで、支援対象者として援助を受けることが出来るようになり、また海技大学校の養成課程への入学試験も免除され、同課程を履修できるようになります。

なお、養成課程へ入る（又は海技振興センターの選抜試験を受ける）際、どの水先区に行きたいか、第一希望から第三希望まで申請することが出来ます。

養成課程に入った方は、以後「水先修業生」と呼ばれます。以下の図3.1は水先修業生が水先人の免許を取得するまでの流れを示したものです。また、養成課程の期間は、その免許等級ごとに大きく異なります。表3.2はその違いを示したものです。

「水先人を目指す人のために」



図 3.1 水先人養成課程の開始から免許取得までの流れ

（日本水先人会連合会ホームページより）

等級	一級水先人	二級水先人	三級水先人	
			航海士経験者 <sup>*1</sup>	新卒者等
課程開始時期	四月	二月	十月	
課程履修期間	8.5ヶ月間	1年3ヶ月間	1年9ヶ月間	3年9ヶ月間
入会時期	二月	六月	九月	

表 3.2 養成課程の等級ごとの違い（2015 年現在）

「水先人を目指す人のために」

(注\*1：船長又は航海士として1,000GT以上の船舶に1年以上乗船した経験がある者)

さらに詳しく知りたい方はこちら

・日本水先人会連合会「水先人の紹介 水先人になるには」

<http://www.pilot.or.jp/pilot/become.html>

水先免許の要件や、水先人になるまでの流れが詳しく掲載されています。

・一般財団法人海技振興センター

<http://mhrij.org/HOME.aspx>

「水先人養成支援」のところに養成制度やそのための支援制度、支援対象者になるための  
選考試験について詳細が掲載されています。

### 3.3 免許取得後の流れ

無事国家試験に合格し水先人の免許を受けた後は、自分の免許に応じた水先区の水先  
人会に所属することになります。なお、[ここでは当会の例について説明しています](#)。入会後の研  
修期間や就業体制、福利厚生等は各水先人会によって若干異なります。

#### (1) 入会と研修

当会に入会した新人水先人は、研修員としてまず**陸上研修**によって水先人及び水先区  
の一般的な知識を習得します。その後、ベテランの一級水先人と船舶に同乗し、その指導の

「水先人を目指す人のために」

下に業務を行う**実船研修**によって実際の操船技術を磨いていきます。実船研修の間、研修員はその都度、同乗する水先人から指導と評価を受けます。規定の期間・隻数の実船研修をこなした後、技量十分との評価が得られれば、単独にて水先業務をすることになります。

等級	一級水先人	二級水先人	三級水先人
陸上研修期間	1週間	1ヶ月間	2ヶ月間
実船研修期間	3週間	6ヶ月間	9ヶ月間

表 3.3 入会後の研修期間（原則）

## (2) 就業体制

水先人には法律により「応招義務」というものが定められています。これは、船舶から水先を求められた場合、やむを得ない理由が無い限り、その要請に応じなければならないという義務です。そのため、水先業務は24時間、年中無休で実施されています。この水先要請に対し適切に応えるため、当会の水先人は輪番制によって就業しています。

輪番に従い、水先人を原則、船の時間順に応じて配乗することで、全ての船舶の要請に応えられるような体制をとっています。また、就業後に輪番の最後に戻ること、業務間の適切な休息時間が確保出来るようにしています。現在は一人当たり1ヶ月の業務隻数がおおむね15隻前後<sup>\*1</sup>で、原則として往復（出航 入航又は入航 出航）の就業を基本としています。（注\*1：水先人自身の業務制限や、月々の船舶の多寡で異なる。）

仕事の時間帯は船のスケジュールに左右されるため、早朝から深夜まで非常に不規則であり、準備や移動、待機時間を含めると一度の往復就業が丸一日を超えることも少なくあり

「水先人を目指す人のために」

ません。しかしながら一方で、毎月必ず 6 日間の連続した固定休暇を取ることができ、さらに各個人が自己の都合に応じ自由に使える年 15 日分の年次休暇を定めています。これら休暇を水先人が交代で取ることで、輪番制を維持しつつ、各人が適切な余暇と休息日を得られるようになっています。

### 3.4 福利厚生とキャリアパス（進級体制）

#### （1）生活設計と福利厚生

水先業務は必要とされる知識・技術が高く、とても責任の大きい仕事です。そして、それに応じた大きな魅力がある仕事です。また、一般的な仕事と大きく違う点として、水先人は「**個人事業主**」であることが挙げられます。

一般的な会社員と個人事業主は様々な面で異なっています。表 3.4 はそのような水先人の福利厚生関係の特徴を一覧表にまとめたものです。一般的な労働形態に比べ特殊ではありますが、基本的な福利厚生はきちんと定められています。これは、当会の水先人全員でお互いを支援する相互扶助の仕組みを取っているためです。これにより、皆が適切な休みを確保すると共に、万一怪我や病気の際には保障が出来るようにしています。

「水先人を目指す人のために」

項目	水先人の場合
労働時間	船や経路で異なり、一定でない。一度の業務は3～4時間で、業務前後に準備、移動、待機時間が加わる。
労働時間帯	船に応じ24時間いつでも業務があり、一定でない。 船のスケジュール上、一般に早朝と夕方が多い。
収入	自身の業務量及び船の大きさによって変動し、一定でない。 基本的には仕事量に比例するが、概ね以下のとおり。 一級水先人：外航船長相当 二級水先人：外航一等航海士相当 三級水先人：外航三等航海士相当（年収600～800万円程度）
昇給	原則存在しない。 ただし、経験年数とともに業務制限が解除されることで、業務量が増え対象船が大きくなるため、収入が増える。
休日	輪番制のため一定でない。固定の休暇は月6日間。
年次休暇	年間15日分、ただし有給休暇ではない。
慶弔休暇	種別に応じ規定されている。
年金・健康保険	各自で国民年金及び国民健康保険に加入。
定年	原則、満72歳まで。
退職金	存在しない。各個人で個人年金保険、小規模企業共済などの積立を行う。
怪我・病気による休業保障	原則、休業時の収入は無くなるが、会員同士での相互扶助制度を設定している。
納税手続き	各個人で税理士と契約し、確定申告、事業税、地方税への対応を行う。（個人で行うことも可能）
健康診断	水先人全員の共同負担により、年2回実施。

表 3.4 水先人の福利厚生等（当会の例）

さらに詳しく知りたい方はこちら

・日本水先人会連合会「水先人の紹介 生計」

<http://www.pilot.or.jp/pilot/livelihood.html>

「水先人を目指す人のために」

## (2) 進級体制（キャリアパス）

一般的に、船舶は大型になるほど操縦性が悪くなり、航路管制など適用される交通ルールも複雑になるため、水先人としての全体的な業務の難易度も高くなります。そこで当会では、安全性確保のために水先免許の全等級において業務制限を設けています。

この制限は基本的に水先業務の経験年数と関連しており、実務経験を積むと共に段階的に解除されていきます。また、三級水先人又は二級水先人として入会した場合でも、経験年数を積むことで上位の水先免許を取得することができます。その際は再度海技大学校にて進級課程を履修します。なお、その履修期間は修業生時代に比べて短く、仕事をしながら進級課程を並行して履修していくこととなります。その後、進級試験（国家試験）に合格することで、上級免許へと進みます。

現在、当会では各等級における必要年数の区切りを**原則 5 年**としており、三級から二級、二級から一級への進級と業務解除にそれぞれ 5 年\*（計 10 年）、さらに一級の全ての業務制限が解除されるまでに 5 年を要するよう定めています。つまり、三級水先人として入会した後、全ての水先業務に就業出来るようになるまでには**約 15 年**を要することとなります。

（注\*：進級課程へ進むための必要年数は 2 年以上。業務制限解除の年数とは異なる。）

さらに詳しく知りたい方は[こちら](#)



「水先人を目指す人のために」

・日本水先人会連合会「水先人の紹介 キャリアパス」

<http://www.pilot.or.jp/pilot/career.html>

(以上)